

第 93 回和光市都市計画審議会

諮問事項：特定生産緑地の指定に係る意見聴取について

- 平成 8 年に指定された生産緑地地区について、生産緑地法第 10 条の 2 第 1 項に基づく特定生産緑地の指定を行うため、同条第 3 項の規定により意見を聴取するもの

〔概要〕

1 特定生産緑地に追加指定される農地

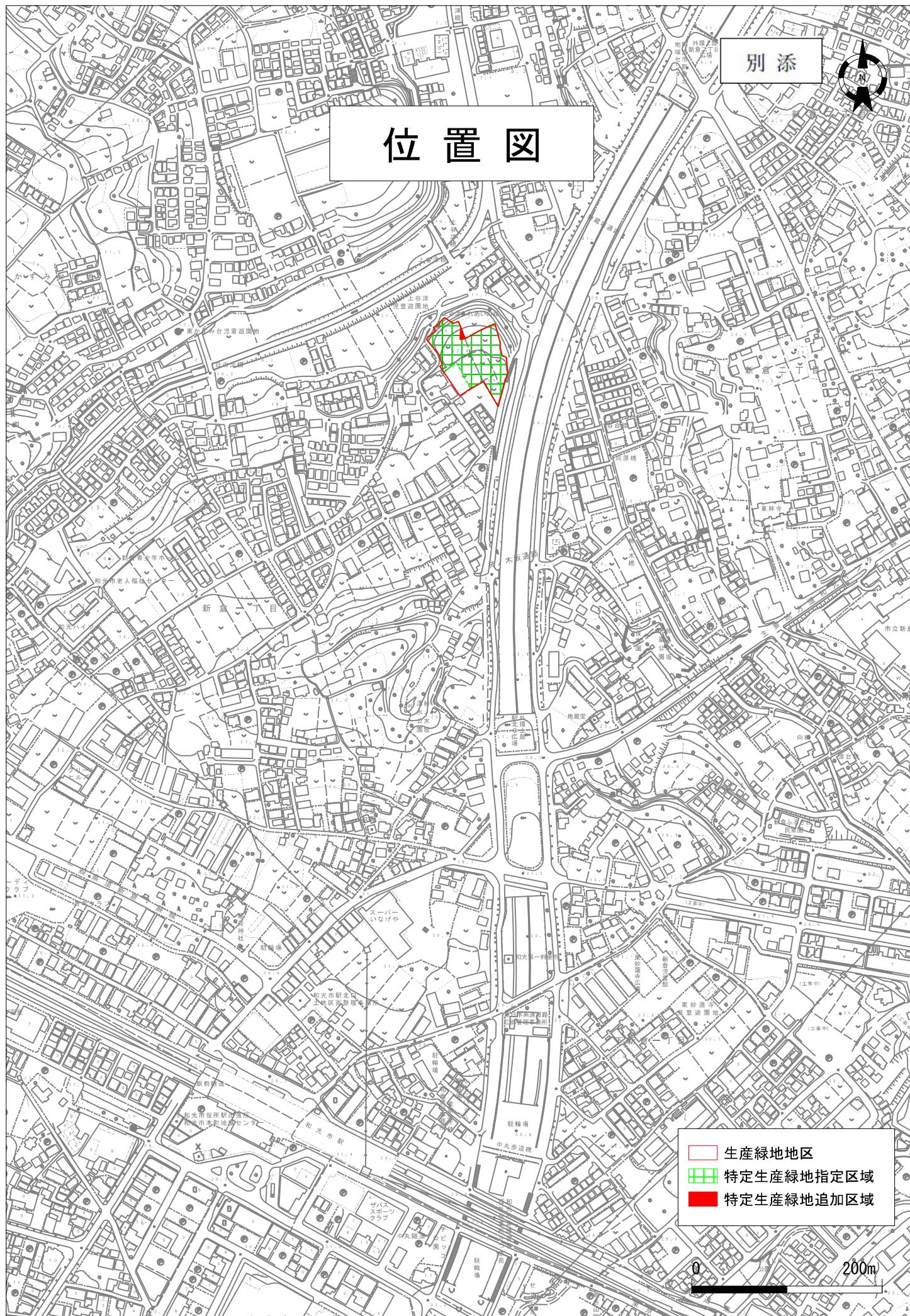
- (1) 生産緑地地区番号 第 103 号
- (2) 地名地番 新倉一丁目 3911 番 4 (別添位置図のとおり)
- (3) 地積 約 49 m²
- (4) 当初指定日 平成 8 年 10 月 28 日

2 資料目録

- (1) 特定生産緑地指定文 . . . 別紙 1
- (2) 特定生産緑地指定図 . . . 別紙 2
- (3) 現況写真 . . . 別紙 3
- (4) 特定生産緑地制度について . . . 別紙 4

位置図

別添

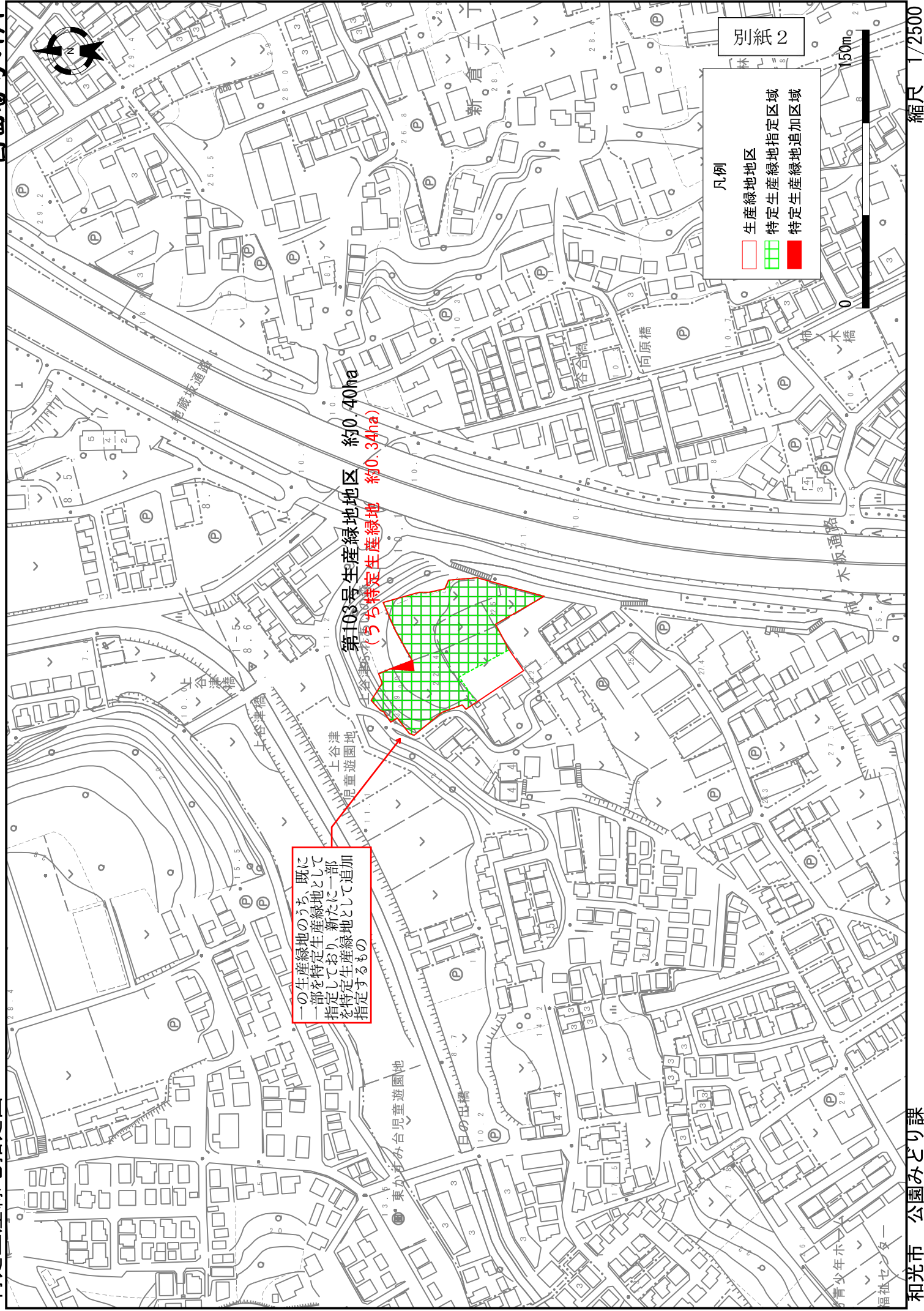


特定生産緑地（和光市）の指定

生産緑地法（昭和 49 年法律第 68 号）第 10 条の 2 第 1 項の規定に基づき、特定生産緑地を次のように指定する。

生産緑地 地区番号	位 置	面 積			申 出 基 準 日	図 面 番 号
		生産緑地 地 区 (都市計画)	特定生産緑地			
			既に指定さ れている区 域	新たに指定 する区域		
第 103 号	和光市新倉 1 丁目地内	約 4,025 m ²	約 3,372 m ²	約 49 m ²	令和 8 年 10 月 28 日	1

「区域は指定図表示のとおり」



特定生産緑地現況写真

第 1 0 3 号生産緑地地区

新倉 1 丁目 3911 番 4 : 特定生産緑地の追加指定



指定された場合、市に買取申出が可能となる期日が 10 年間延期され、従来同様の税制措置の維持が可能となります。10 年経過後は、改めて所有者等の同意を得て、繰り返し 10 年の延長ができます。

	特定生産緑地に <u>指定する場合</u>	特定生産緑地に <u>指定しない場合</u>
固定資産税等	<u>農地</u> 課税	<u>宅地並み</u> 課税 (5年間の激変緩和措置が適用)
次世代の方の相続税納税猶予	○ 受けられる	× 受けられない
生産緑地（行為制限）	維持される	維持される
買取申出	<u>死亡や故障等の発生により可能</u>	<u>いつでも可能</u>

1996年
(平成8年)

都市計画の告示
生産緑地地区の指定

相続の発生等

所有者等の意向確認

営農継続

買取申出可能

税制

生産緑地として税制特例措置

■相続税等：納税猶予の適用

■固定資産税等：農地課税

特定生産緑地の指定の公示

2026年
(令和8年)
告示から30年

相続の発生等

所有者等の意向確認

買取申出可能

指定生産緑地として税制特例措置が継続

■相続税等：納税猶予の適用

■固定資産税等：農地課税

指定期限の延長の公示

2036年
(令和16年)
特定生産緑地
指定から10年

10年毎に
更新可能

都市計画の告示 生産緑地地区の

指定

税制

相続の発生等

営農継続

買取申出可能

生産緑地として税制特例措置

- 相続税等：納税猶予の適用
- 固定資産税等：農地課税

以降、特定生産緑地の指定は受けられない

相続の発生等

いつでも買取申出可能になるが、買取申出するまでは行為制限は継続

税制特例措置なし(激変緩和措置あり)

- 相続税等：次の相続における納税猶予の適用なし
- 固定資産税等：宅地並み課税

激変緩和：既に納税猶予を受けている場合、現世代に限り猶予継続

激変緩和：5年間、課税標準額に軽減率（1年目0.2、2年目0.4、3年目0.6、4年目0.8）を乗じる